

令和元年豊富町議会第2回臨時会会議録

(会期 5月 8日 1日間)

令和元年豊富町議会第2回臨時会は、豊富町議会議事堂に招集された。

1. 議会が行った選挙

- 選挙第 1号 議長の選挙について
- 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 選挙第 3号 西天北五町衛生施設組合議会議員の選挙について
- 選挙第 4号 稚内地区消防事務組合議会議員の選挙について

2. 町長から提出された議案

- 議案第 41号 豊富町監査委員の選任同意について

3. 議事日程

議事日程	第1号	5月 8日(水)	午前10時開議
日程 1.		仮議席の指定	
日程 2.		会議録署名議員の指定	
日程 3.	選挙第 1号	議長の選挙について	
日程 4.		会期の決定	
日程 5.	選挙第 2号	副議長の選挙について	
日程 6.		議席の指定	
日程 7.		常任委員会委員の選任について	
日程 8.		議会運営委員会委員の選任について	
日程 9.	選挙第 3号	西天北五町衛生施設組合議会議員の選挙について	
日程 10.	選挙第 4号	稚内地区消防事務組合議会議員の選挙について	
日程 11.	議案第 41号	豊富町監査委員の選任同意について	
日程 12.	推薦第 1号	豊富町表彰審議会委員の推薦について	
日程 13.	推薦第 2号	豊富町国民健康保険診療所経営改善委員会委員の推薦について	
日程 14.		閉会中の継続審査の申し出について	
		(総務産業常任委員会、予算決算常任委員会、議会運営委員会)	
日程 15.		議員派遣の件について	

3. 出席議員(10名)

議 長	1番	千 葉	久 君
	2番	水 戸 部	正 博 君
	3番	竹 中	隆 浩 君
	4番	小 笠 原	照 美 君

	5番	佐々木	誠	君
	6番	佐々木	政義	君
	7番	前田	孝一	君
	8番	多々良	勝	君
	9番	鎌倉	和雄	君
副議長	10番	大島	憲昭	君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席説明員

町長	河田	誠一	君
副町長	小泉	幸一	君
建設課長	岡本	誠也	君
町民課長	大川	徹	君
農林水産課長	西村	忠	君
商工観光課長	山田	和孝	君
診療所事務長	泉	敬人	君
保育園々長	佐藤	利行	君
教育長	小野寺	英治	君
教育次長	福島	剛	君

6. 出席議会事務局職員

局長	佐藤	光昭	君
書記	永野	雪	君

議事経過は、次のとおり

▶ 局長（佐藤 光昭 君）

おはようございます。事務局長の佐藤です。本臨時会は、一般選挙後初めての議会となりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の大島議員をご紹介いたします。

大島議員、議長席にお着き願います。

（年長の大島議員、議長席に着く）

▶ 臨時議長（大島 憲明 君）

ただいま、紹介されました大島です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしく申し上げます。

初めに、この度の選挙において町長に当選されました河田町長から挨拶いただきます。

河田町長！

▶ 町長（河田 誠一 君）

本日の初議会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、この度の改選期に際して、議員の皆様方のご当選をお喜び申し上げます。また、私にとりましては、町民の皆様をはじめ、多くの方々の温かいご支援を頂き初当選をさせていただきましたが、大変厳しい時代の中で議会や町民皆様方のご協力をいただきながら、情熱を持って取組む決意でおりますので、議会の皆様方には増してお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

（べ ル）

（午前10時13分 開議）

▶ 臨時議長（大島 憲明 君）

出席議員が定数に達しましたので、ただいまから、本日をもって招集されました、令和元年第2回豊富町議会臨時会を開催いたします。ただちに本日の会議を開きます。

日程1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまのご着席の議席といたします。

日程2、会議録署名議員の指名を行いません。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において、小笠原議員、佐々木誠議員を指名いたします。

日程3、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。議場の出入口を閉めます。（書記議場を閉める）

ただいまの出席議員数は、10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人に佐々木政義議員、前田議員の2名を指名します。

これより、投票用紙を配ります。（書記投票用紙の配布）

投票用紙配布のもれはございませんか。（「なし」の声あり）

配付もれなしと認めます。投票箱を点検します。（局長投票箱の点検）

異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

▶ 局長（佐藤 光昭 君）

それでは、議席番号と氏名を呼び上げますので、順に投票願います。

1番、竹中議員。2番、水戸部議員。3番、小笠原議員。4番、佐々木誠議員。5番、佐々木政義議員。6番、前田議員。8番、千葉議員。9番、鎌倉議員。10番、多々良議員。最後に、大島議員。

▶ 臨時議長（大島 憲明 君）

投票もれはございませんか。

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。佐々木政義議員、前田議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票・点検・計算）

▶ 臨時議長（大島 憲明 君）

選挙の結果を報告します。投票総数10票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしておりますので報告いたします。そのうち、有効投票10票。無効投票0票です。

有効投票のうち、千葉議員9票、大島議員1票、以上のおりです。この選挙の法定得票数は、3票です。したがって、千葉議員が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。（書記議場を開く）

ただいま議長に当選されました、千葉議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

議長に当選されました、千葉議員から発言を求められておりますのでこれを許します。

▶ 議長（千葉 久 君）

この度議長に就任することになりました千葉でございます。皆様のご支援のもとご協力をいただき、本当にありがとうございました。これからはですね、議会の円滑な運営に向けて日々努力してまいりますので、ご支援、ご協力をお願いいたしまして簡単ではございますが、就任の挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。

▶ 臨時議長（大島 憲明 君）

これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

千葉議長、議長席にお着き下さい。

▶ 議長（千葉 久 君）

日程4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会議は本日1日としたいと思います。

これにご異議ございませんか（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定されました。

日程5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。（書記議場を閉める）

ただいまの出席議員は、10人です。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条の規定により、立会人に佐々木政義議員、前田議員の2名を指名いたします。

これより、投票用紙を配ります。（書記投票用紙配布）

投票用紙の配布もれはありませんか。（「なし」の声あり）

配付もれなしと認めます。投票箱の点検をします。（局長投票箱の点検）

異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

▶ 局長（佐藤 光昭 君）

それでは、議席番号と氏名を呼び上げますので、順に投票願います。

1番、竹中議員。2番、水戸部議員。3番、小笠原議員。4番、佐々木誠議員。5番、佐々木政義議員。6番、前田議員。7番、大島議員。9番、鎌倉議員。10番、多々良議員。最後に、千葉議長。

▶ 議長（千葉 久 君）

投票もれはありませんか。（「なし」の声あり）

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。佐々木政義議員、前田議員、開票の立ち合いをお願いいたします。

（開票、点検、計算）

▶ 議長（千葉 久 君）

選挙の結果を報告します。投票総数10票。これは、さきほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、大島議員8票。鎌倉議員2票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。したがって、大島議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。（書記議場を開く）

ただいま副議長に当選された、大島議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長に当選されました、大島議員から発言を求められておりますのでこれを許します。

▶ 副議長（大島 憲明 君）

大島です。議長を補佐して健全な議会活動に努力してまいりますので、各位のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

▶ 議長（千葉 久 君）

以上で、副議長の選挙が終了いたしました。

（ベ ル）

▶ 議長（千葉 久 君）

暫時休憩します。

（午前10時37分 休憩）

（ベ ル）

（午前10時57分 再開）

▶ 議長（千葉 久 君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。氏名と議席番号を局長より朗読させます。

▶ 局長（佐藤 光昭 君）

それでは氏名と議席番号を朗読いたします。1番、千葉議長。2番、水戸部議員。3番、竹中議員。4番、小笠原議員。5番、佐々木誠議員。6番、佐々木政義議員。7番、前田議員。8番、多々良議員。9番、鎌倉議員。10番、大島議員。以上でございます。

▶ 議長（千葉 久 君）

ただいま朗読したとおり、議席を指定します。議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定の議席にお着き願います。指定の議席に着席するまでの間、暫時休憩します。

（ベ ル）

（午前10時58分 休憩）

（ベ ル）

（午前10時58分 再開）

▶ 議長（千葉 久 君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、総務産業常任委員会委員並びに予算決算常任委員会委員に、それぞれ全議員10人を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、全議員10人を総務産業常任委員会委員並びに予算決算常任委員会委員に選任することに決定しました。

ここで議長は、その職席上、どの委員会にも出席する権限を有しているものでありますが、行政実例にありますとおり、議長はただいま指名されました、常任委員を辞退いたしたく、お諮りするまでの間、退席いたしますので、副議長のもとで議事を進めていただきたいと思います。

(ペ ル)

▶ 議長(千葉 久 君)

暫時休憩します。(議長退席)

(午前10時59分 休憩)

(副議長、議長席に着く)

(ペ ル)

(午前11時00分 再開)

▶ 副議長(大島 憲明 君)

休憩を解き会議を再開します。

議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

議長が除斥の対象となります。したがって地方自治法第106条の規定により、その間、私が代わって議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、お諮りいたします。ただいま、総務産業常任委員並びに予算決算常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出があります。議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権などの議長固有の権限を考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当でないし、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもございますので、総務産業常任委員並びに予算決算常任委員を辞任したいとするものであります。

辞任について許可することにご異議ございませんか。(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議長の総務産業常任委員並びに予算決算常任委員の辞任について許可することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

(ペ ル)

▶ 副議長(大島 憲明 君)

休憩中に、常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行なってください。

(午前11時02分 休憩)

(ペ ル)

(午前11時32分 再開)

▶ 議長（千葉 久 君）

休憩を解き会議を再開します。

諸般の報告をいたします。

休憩中に常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

総務産業常任委員会委員長に、鎌倉議員。副委員長に佐々木誠議員。

予算決算常任委員会委員長に、小笠原議員。副委員長に佐々木政義議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

日程 8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条の規定により、議会運営委員会委員に、竹中議員、小笠原議員、佐々木政義議員、鎌倉議員、多々良議員、以上のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

（ベ ル）

▶ 議長（千葉 久 君）

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行なってください。

（午前 11 時 33 分 休憩）

（ベ ル）

（午前 11 時 36 分 再開）

▶ 議長（千葉 久 君）

休憩を解き会議を再開します。

諸般の報告をいたします。休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

議会運営委員会、委員長に多々良議員、副委員長に鎌倉議員。以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

この際、お諮りします。

日程の一部を変更して、日程 9 並びに日程 10 の、選挙第 3 号及び選挙第 4 号を、一括して選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、日程 9 並びに日程 10 を一括して選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

西天北五町衛生施設組合議会議員に、大島議員。稚内地区消防事務組合議会議員に、佐々木政義議員、多々良議員。以上のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの議員に当選されました。

ただいま当選された議員諸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

続いて、議案の審議に入ります。

日程11、議案第41号、豊富町監査委員の選任同意についてを議題といたします。

前田議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席を求めます。

（前田議員退席）

内容の説明を求めます。小泉副町長！

▶ 副町長（小泉 幸一 君）

それでは、議案第41号、豊富町監査委員の選任同意について説明を申し上げます。

現在2名の委員の内、議会議員から選任を行なう委員1名が、去る、4月30日をもって任期が満了しましたので後任の監査委員として、前田孝一氏が、適任と考えますので、議会の同意をお願いするものでございます。

それでは、議案を朗読いたします。議案第41号、豊富町監査委員の選任同意について豊富町監査委員に次の者を選任いたしたいので、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求め。記、議会議員、住所、天塩郡豊富町字豊富西1条北3丁目、氏名、前田孝一、生年月日、昭和28年3月2日。よろしくお願ひ申し上げます。

▶ 議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「議長」の声あり）

はい、鎌倉議員！

▶ 9番（鎌倉 和雄 君）

今言われたとおりですね、なかなか、確かに議員ではあるけれども、いわゆる監査等々の履歴というものが全然我々にはわからないし、町民もそのことはわからないという風に私は思っています。また、聞くところによりますと、一部の外部の人間がそういう工作をしたという非常に不愉快だと、果たしてこれで議会のですね、信任が得られるのかどうかという非常に不審でありますので、私はこれに対しては反対いたします。以上です。

▶ 議長（千葉 久 君）

小泉副町長！

▶ 副町長（小泉 幸一 君）

今のご質問と言いますか、意見でございますけれども、基本的には監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条に基づきまして、前田議員が適任であると判断によりまして選任をいたし、議会の同意を求めたわけでございます。ぜひ、ご理解をお願い申し上げます。

▶ 議長（千葉 久 君）

質問？（「議長」の声あり）

はい、鎌倉議員！

▶ 9番（鎌倉 和雄 君）

行政サイドの言い方として適任性っていうのは聞こえないんです。見えないんです。果たしてそれでいいのかどうか、やっぱり我々議会の方から出す以上はそれなりに頑張っていたきたいとは思ってはいます。だけれども、その部分でちょっとね、履歴等見てもそういう立場みたくない方ではないですから、ちょっとこれはおかしいのではないのか。そういうことで私としては反対しますので、採決をいただくしかないのかなという風に思っております。以上です。

▶ 議長（千葉 久 君）

他に質問はありませんか？

はい、多々良議員！

▶ 8番（多々良 勝 君）

内容は鎌倉議員の質問のあれするんですけども、指定示しているのは町長ですよ？法律が変わりまして民間人2人でも監査委員は良いということになってるんで、何故、前田議員が適任なのか、良く見えない。今まで3期目でやった議員もいますけれども、それなりに役職をやってきた方々がやっております。彼の場合はあまりにも唐突すぎるんで、何が適正なのか、はっきりと新しい町長の口から聞きたいと思えます。

▶ 議長（千葉 久 君）

小泉副町長！

▶ 副町長（小泉 幸一 君）

まずその、民間の方って言うお話でございますけれども、その部分を私の方からお答えをいたします。

近年のそういったお話等も聞くんですけども、現在の地方自治法196条の中ではただし書きの中にですね、議員の内から選任しないことができるという、できる規定でございます、これは委任事項でございます。ただし、本町の条例におきましては委任事項につきまして、条例等によって謳っておりませんので、基本的には地方自治法196条の部分でしか、現在は選任し同意を得るということではできません。

▶ 議長（千葉 久 君）

河田町長！

▶ 町長（河田 誠一 君）

先ほどのご質問にお答えいたします。前田議員においては、経歴等々ご質問がありましたけれど2期、8年の議員としての実績が十分あると思っております。そして、今回3期目も立派に当選をされていると言う部分であればこれは十分監査委員として、やっていただけるというところで確信している次第でございます。

▶ 議長（千葉 久 君）

質問、ありますか？（「質問に答えてない」、「履歴もわからないし当選回数の問題ではない、外部が絡んでいる…」等声あり）

ちょっと、手をあげてお願いしたいと思います。

はい、河田町長。どうぞ。

▶ 町長（河田 誠一 君）

ただいまの外部からのご質問がありましたけれども、基本的には最終的、私が選任したものでございます。

▶ 議長（千葉 久 君）

他に？

はい、多々良議員！

▶ 8番（多々良 勝 君）

2回目の質問か。だったよね？もう1回あります。議長いいです言えば3回でも4回でも。

質問を聞いているのは何故、前田議員が適任者なのかその内容の説明をしてください。2期やっただとか3期やっただとかあなたに言われる前にこっちの方がわかってますから。だから、何をもって適任とするのか、ただ何回当選したから良いつて言ったら全員、新人2人除いて皆さん経験ありますよ。そうじゃなくて、何故彼がそんな風に適任者なのか、どういうことで適任なのかっていう、内容の説明をしてくださいって言ってるんですよ。彼個人の。

▶ 議長（千葉 久 君）

はい、河田町長！

▶ 町長（河田 誠一 君）

皆様のご存知のとおり、私も前田議員と2期8年、町議会議員として議員を務めてまいりました。その間、前田議員とも親しく交流をさせていただいて、今は前田洋裁店もしっかりと経営をしております。また、人柄も非常に信頼ができる人だと思っておりますので、そういうところでご指名をさせていただきました。以上でございます。

▶ 議長（千葉 久 君）

他に質問ありますか？

なければこれをもって質疑を終結することにいたします。

本案については、これに同意することにご異議ございませんか？（「異議あり」の声）

異議がありますので、起立によって採決します。

議案第41号、豊富町監査委員の選任同意について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。（起立6名、反対2名）

起立多数です。したがって、本案については、原案のとおり同意することに決定しました。

（前田議員入場）

日程12、推薦第1号、豊富町表彰審議会委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、豊富町表彰条例第13条第2項の規定により、表彰審議会委員を議会が推薦することになっており、委員は2名と定められており

ます。

委員を推薦します。これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。お諮りいたします。推薦の方法は、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、指名推薦にすることに決定しました。

指名の方法については、議長より指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議長より指名することに決定しました。

表彰審議会委員に、前田議員、大島議員。以上のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した諸君を表彰審議会委員として推薦することに決定しました。

日程13、推薦第2号、豊富町国民健康保険診療所経営改善委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、豊富町国民健康保険診療所経営改善委員会条例第3条の規定により、経営改善委員会委員を議会が推薦することになっており、委員は4名と定められております。

委員を推薦します。

これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

お諮りします。

推薦の方法は、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、指名推薦にすることに決定しました。

指名の方法については、議長より指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議長より指名することに決定しました。

診療所経営改善委員会委員に竹中議員、水戸部議員、佐々木誠議員、鎌倉議員。以上のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した諸君を経営改善委員会委員として推薦することに決定しました。

日程14、閉会中の継続審査の申し出についてをお諮りいたします。

総務産業常任委員会、予算決算常任委員会、議会運営委員会より閉会中の継続審査について申し出がありますので、これを承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

異議なしと認め、承認することに決定しました。

日程15、議員派遣の件についてをお諮りいたします。

お手元に配布しております、議員派遣の件につきましては、議会規則第127条第1項の規定により、議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、承認議決されました。

お諮りいたします。なお、議員の派遣にかかる、細部的な取り扱いについては、あらかじめ、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、さよう決定されました。

以上をもって、今臨時会に付議された案件はすべて終了しました。

令和元年第2回町議会臨時会を、これをもって閉会いたします。

（べ ル）

（午前11時52分 閉会）